

赤坂小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定
平成31年4月1日改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法：第2条

(2) いじめに対する基本的な考え方

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、身体的な影響のほか、心理的な圧迫等で苦痛を与えるものも含まれる」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての基本的な構え

- ・いじめは、どの学校にも、どの児童にも起こりうる問題であり、誰もが被害者にも加害者にもなりうるという認識を教職員・児童一人一人がもつ。
- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、事情調査を的確に行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、3か月を目安として継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組 （自己有用感を高める取組）

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）
- (2) 生命や人権を大切にす指導（豊かな心の育成）
- (3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

3 いじめ未然防止・対策委員会の設置

(1) 委員会のメンバー

学校職員：校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，教育相談主任，養護教諭
必要に応じて 教務主任，当該学級担任 等

学校職員以外：保護者代表，学校評議員，スクールカウンセラー
必要に応じて：大垣市教育委員会・大垣市いじめ等サポートチーム

(2) 委員会の役割

- ①いじめ防止のための方策の推進と見直し（相談体制の把握と助言）
- ②いじめ発見時の初期対応の中心
- ③全校指導体制のコーディネート
- ④いじめ防止のための職員研修の実施

4 いじめ未然防止のための方策

- (1) 赤坂小「みんななかよし宣言」を核として，あいさつ運動・ポカポカ言葉運動等，自主的に心を育む児童会活動の充実
 - (2) 「聴き方・話し方」など仲間を大切にした授業づくり
 - (3) 児童のよさを価値付け，位置付け，自己肯定感を高める学級づくり
 - (4) 児童が互いのよさを認め合い，高め合える仲間づくり
 - (5) 人権やいじめについて考え，自己を見つめさせる場の設定
 - (6) 携帯電話やスマートフォン等の使用についての児童や保護者への積極的な啓発
- 学校として特に配慮が必要な児童についての対応
- ・発達障がいを含む，障がいのある児童がかかわるいじめについては，教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに，個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し，それらの差からいじめが行われることがないように，教職員，児童，保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに，学校全体で注意深く見守り，必要な支援を行う。
 - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため，性同一性障がいや性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，学校として必要な対応について周知する。
 - ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については，被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し，当該児童に対する心のケアを適切に行い，細心の注意を払いながら，当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
 - ・上記の児童を含め，学校として特に配慮が必要な児童については，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

5 いじめ早期発見のための方策

- (1) 定期的に「学校生活アンケート」を実施し、実態を把握する。
- (2) 教育相談を実施し、児童の悩みや不安について把握する。(学校生活アンケートの利用)
- (3) 係活動や班での生活の様子、日記の内容などから児童の状況を把握する。
- (4) 月2回程度生徒指導交流を行い、気になる児童の情報を交流し共通理解を図る。
- (5) 気になる情報について保護者と情報を共有し、児童を見守る。
- (6) いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから、5年間保存する。

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、Webページ等による「学校いじめ防止基本方針」の発信 ・職員研修会の実施（「学校いじめ防止基本方針」、前年度のいじめの実態と対応） ・PTA実行委員会・総会で「学校いじめ防止基本方針」説明 ・いじめの未然防止、問題行動の早期発見・早期対応に関する職員研修
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問による児童の不安や悩みの把握 ・学校生活アンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・教職員いじめ早期発見「自らを振り返るチェック」実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会において「学校いじめ防止基本方針」説明 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・児童会主催によるいじめ未然防止の取組 ・学校生活アンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施 ・児童向け情報モラル教育の実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・教職員いじめ早期発見「自らを振り返るチェック」実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の交流と振り返り） ・自殺予防、不登校予防に関する職員研修
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組の評価）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、Webページによる取組経過の報告
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・教職員いじめ早期発見「自らを振り返るチェック」の実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」の実施（児童集会で各学級の取組発表） ・教職員いじめ早期発見「自らを振り返るチェック」の実施 ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の交流と振り返り） ・教職員による次年度の取組計画
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・教職員いじめ早期発見「自らを振り返るチェック」の実施 ・学校評議員会において本年度の取組等の説明
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けた方針、取組計画等の職員への説明と共通理解 ・学校だより等による次年度の取組等の説明

7 いじめ問題発生時の対応

(1) 基本的な対応

- ①いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ②教職員は、児童からの相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「いじめ対策委員会」へ通報する。
- ③いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ④いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ⑤保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
(いじめが認定された場合、いじめた児童に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめた児童に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。)
- ⑥いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ⑦必要に応じて、大垣市教育委員会や大垣市いじめサポートチーム等の協力を求めて指導にあたる。

(2) 「重大事態」と判断された際の対応(いじめ防止対策推進法 第5章 第28条 第30条)

- ①教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
 - ・「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童が自殺を企図した場合等)
 - ・「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合など)
 - ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
 - ・いじめを受けた児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
 - ・児童又は保護者からの申立は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ②当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を正確に把握するための調査を実施する。
- ③上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ⑤前記④の対応後、教育委員会・子ども相談センター等の関係機関と綿密な連携

を図る。

8 学校評価における留意点

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに関する措置を適切に行うため学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。また、この評価結果については、学校だより等を通じて公表する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること